

会長	局長	主幹兼係長	係

令和3年度  
〔天城町農業委員会〕  
9月定例総会議事録

署名委員 禎村 和志

署名委員 平野 勝哉

# 天城町農業委員会 9月定例総会議事録

1 開催日時 令和 3年 9月 15日 (水) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 16名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間		11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	
7	浅間		17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員 3名 1番前田 真智子 7番榮 徳男 16番奥 好生

5 事務局 3名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	伊地知 隆治	2	主幹兼係長	川口 正幸
3	係長	城 光寿			

6 参加者 0名

番号	所 属	氏 名	番号	所属	氏 名

7 会次第

\*新農業委員（吉川貴也委員）のあいさつ

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議席の指定について
- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第18号 農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見について
- ・議案第19号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第20号 農地法第5条許可申請について
- ・議案第21号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

(3) 報告事項等

開会 13時30分

議長  
(仲会長)

開会前に新農業委員となりました、吉川 貴也委員にごあいさつをお願いします。

吉川委員

テープ

議長  
(仲会長)

本日の定例総会に、(前田、榮、奥)委員の3名から欠席届が出ており、これを承認してあります。  
ただいまの出席委員は16人です。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立しました。  
これから令和3年9月天城町農業委員会定例総会を開会します。  
それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第5条の規定により、ただいま着席のとおりとします。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、禎村委員と平野委員を指名します。

日程第3、会期決定の件を議題とします。  
本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。  
よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。  
次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

議長

日程第4、議案第18号天城農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。事務局に申請番号64番と65番の説明を求めます。

事務局  
(城)

(事務局の説明)

議長

詳しくは、農政課の担当がお見えですので、質疑の中でお願いします。  
それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。まず、申請番号64番について、小林委員、お願いします。

小林委員

申請番号64番について説明します。北中学校の裏門の斜め向かいにあります。境界もブロックで囲まれており何ら問題ないと思います。  
皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

貞山委員

面積については問題ないでしょうか。少し大きく見えるのですが。

事務局	登記簿などで確認したところ申請面積と同じ面積で問題ありません。
里村委員	家の平面図などは出ていますでしょうか。
事務局	農政課からの添付資料がそろって出ております。
議長	他に質疑有りませんかでしょうか。 質疑なしと認めます。 これから、申請番号64番について採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。  賛成多数。 よって、申請番号64番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として町に答申します。  それでは、申請番号65番について、担当委員の調査報告を求めます。 勝尾委員、小林委員お願いします。
勝尾委員	申請番号65番について説明します。場所は参考資料2ページ申請人の倉庫が既に立っている場所になるのですが、必要書類もついております。畑総地域の為境界等は問題ありません。 皆様方の審議の程、よろしくお願いします。
議長	小林委員、補足説明はありませんか。
小林委員	特にありません。
議長	これから、本案に対する質疑に入ります。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)  質疑なしと認めます。 これから、申請番号65番について採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。  賛成多数。 よって、申請番号65番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として町に答申します。
議長	日程第5、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号66番から74番までの説明を求めます。
事務局 (城)	(事務局の説明。)
議長	それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。  それでは、申請番号66番について、担当委員の調査報告を求めます。 平野委員お願いします。
平野委員	申請番号66番について説明します。譲受人と譲渡人は縁故関係はありません。参考資料3ページこれまでは少し畑が荒れていたそうですが、今後じゃがいもを植える予定でいるそうです。何ら問題ないと思います。 皆様方の審議の程、よろしくお願いします。
議長	これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号66番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号66番は、審議の結果、これを認めることに決定しました

次に、申請番号67番と68番を一括審議とします。それでは、担当委員の調査報告を求めます。申請番号67番について、貞山委員お願いします。

貞山委員

申請番号67番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。参考資料4ページ場所は尻田川のNさんの牛舎横の位置になります。現在はサトウキビを植えておりますが、将来的には牛舎建設を検討中とのことです。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

次に、申請番号68番について、岩元委員お願いします。

岩元委員

申請番号68番について説明します。譲受人と譲渡人は親子です。参考資料5ページ町のハウスの裏手側になります。現在はさとうきびと牧草を植付しております。何ら問題ないと思います。皆さまの審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。  
(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号67番と68番を一括採決とします。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号67番と68番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号69番について、担当委員の調査報告を求めます。貞山委員お願いします。

貞山委員

申請番号69番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はありません。場所は参考資料6ページ前回の定例会でこのまわりの畑を申請したのですが、一括で管理したいとのことで今回の申請がありました。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号69番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号69番は、審議の結果、これを認めることに決定しま

した。

次に、申請番号70番について、担当委員の調査報告を求めます。  
田原委員お願いします。

田原委員 申請番号70番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料7ページ町のハウスの近くに2筆、8ページ大津川の県道沿いにお茶やサトウキビを植え付けております。特に問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号70番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号70番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号71番について、担当委員の調査報告を求めます。  
田原委員お願いします。

田原委員 申請番号71番について説明します。お二人の関係は兄弟になります。兄さんが大阪にいたとのことで妹に譲るとのことです。場所は9ページ農業センターから農免道路を平土野の方に向かう上りにあります。畑総事業も入っており何ら問題ないかと思えます。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号71番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号71番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号72番について、担当委員の調査報告を求めます。  
勝尾委員お願いします。

勝尾委員 申請番号72番について説明します。譲渡人と譲受人はおばさんと甥になります。参考資料10.11ページになります。10ページ塩満は3筆を1箇所として使用しております。境界はお隣の方が痴呆が入っている為確定しておりませんが小作者同士が境界の事を把握して植付を行っております。11ページにつきましては4筆とも地籍が入っておりこれまでヤミ小作だったそうで今回の3条申請が上がってきております。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号72番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号72番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。  
ここで議長職を中島会長代理と交代します。

議長  
(中島会長代理)  
仲委員

それでは、申請番号73番について、担当委員の調査報告を求めます。  
仲委員をお願いします。

申請番号73番について説明します。譲受人と譲渡人に縁故関係はございません。参考資料12ページこれまで小作を行ってきた方が小作できなくなったとのことで事務局に相談があったそうです。畑総エリアで教会もしっかりしており問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしく願います。

議長  
(中島会長代理)

これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号73番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号73番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。  
議長職を会長と交代します。

議長  
(仲会長)  
麓委員

それでは、申請番号74番について、担当委員の調査報告を求めます。  
麓委員をお願いします。

申請番号74番について説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。譲渡人が高齢のため早めに相続したいとのことです。松当城は松上公民館海側2筆ですが1枚の畑です。城配田も3筆ですが1枚の畑として利用しております。現場も確認しましたが何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしく願います。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号74番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号74番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第6、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号75番の説明を求めます。

事務局  
(城) (事務局の説明)

議長 それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。里村委員、吉川委員お願いします。

里村委員  
議長 申請番号75番について説明します。現地は日のひに事務局と吉川委員と見に行っております。この場所は都市住宅事業で昭和の52、3年頃に宅地として換地された土地になります。少し農地として利用していたそうで現況が一般畑になっているそうです。分筆して宅地にするとのことで申請が上がっているとのことです。皆様方の審議の程、よろしく願います。

政委員 場所はどこですか。

里村委員 役場の真下になります。

議長 吉川委員補足説明はありませんか。

吉川委員 特にありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。  
〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

議長 これから、申請番号75番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号75番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第7、議案第21号農用地利用集積計画（利用権設定）についてを議題とします。事務局に本案の説明を求めます。

事務局  
(城) (事務局の説明)

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。  
〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

田原委員  
事務局 場所の確認などは大丈夫ですか。  
担当地区の委員にどの畑が対称かを把握しておく必要があるのです。  
解りました。

議長 他に質疑有りませんか。  
質疑なしと認めます。

これから、本案について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定しました。



日程第8、諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。

以上で諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

協議会

協議事項

- ・農業委員の研修会（勉強会）について

連絡事項

- ・農地申告、農地パトロールについて
- ・遊休、荒廃農地調査について
- ・次回定例総会について

以上で、協議会を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

令和3年9月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14時50分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公 男 印

署名委員 禎村 和志 印

署名委員 平野 勝哉 印